

「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の成立について

1 目 的

東京2020オリンピック・パラリンピック大会を見据え、都民及び事業者が障害者への理解を深め、障害者差別を解消するための取組を進めることで、障害の有無によって分け隔てられることのない、共生社会・ダイバーシティの実現を目指す。

2 概 要

(1) 障害を理由とする差別の禁止（第7条）

- ①都及び事業者の「不当な差別的取扱い」を禁止
- ②都及び事業者の「合理的配慮の提供」を義務化

(2) 障害を理由とする差別に関する相談体制（第8条）

障害を理由とする差別の解消に関する知識及び経験を有する者を広域支援相談員とし、以下の職務を行う。

- ①障害者、家族、関係者及び事業者からの相談対応
- ②区市町村支援（助言、調査、情報提供、関係者間の調整等）

(3) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決のための体制

- ①調整委員会を設置（附属機関）（第14条）
- ②あっせん（第11条）
- ③勧告（第12条）
- ④公表（第13条）

(4) 情報保障の推進、言語としての手話の普及等共生社会実現のための基本的施策（第15条・第16条・第17条・第18条）

(5) 調整委員会委員の秘密保持義務違反に対する罰則（第20条）

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

3 施行期日 平成30年10月1日

4 条例全文 資料第12号